

国立大学法人佐賀大学が締結する随意契約の公表に関する要項

(平成18年9月29日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第39条の2に規定する随意契約の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする随意契約)

第2条 公表の対象とする随意契約（以下「公表対象随意契約」という。）は、国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）第30条の規定により締結された随意契約のうち、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）の支出の原因となる契約であって、予定価格が規程第34条第1項第1号及び第2号の金額を超えるものとする。ただし、本学が研究者に代わって経理等の事務を行う研究資金による契約を除く。

2 前項の規定にかかわらず、本学にとって公表しないことにより有利となる契約については、全部又は一部を公表しないものとする。

(公表の時期及び方法)

第3条 学長は、公表対象随意契約につき随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に、本学のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(公表期間)

第4条 公表対象随意契約の公表の期間は、当該随意契約を締結した日の翌日から起算して、1年が経過する日までとする。

(公表の内容)

第5条 学長は、公表対象随意契約に関し、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約者の氏名及び所在地
- (3) 随意契約を締結した日
- (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 随意契約に係る契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由
- (7) その他必要な事項

附 則

この要項は、平成18年9月29日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

佐賀大学の随意契約に関する規定等（抜粋）

国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）

（随意契約）

第30条 契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
 - (2) 緊急の必要により、競争に付することができない場合
 - (3) 競争に付することが不利と認められる場合
 - (4) 予定価格が別に定める基準額を超えない場合
 - (5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるときその他別に定める場合
- 2 随意契約について必要な事項は、別に定める。

国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日制定）

（随意契約によることができる場合）

第34条 会計規則第30条第1項第4号の規定による別に定める基準額を超えない場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が700万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- (2) 工事又は製造の請負以外の契約でその予定価格が500万円を超えないものをする場合

2 会計規則第30条第1項第5号の規定による別に定める場合とは、法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる場合とする。

第35条 契約担当職員は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第36条 契約担当職員は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（随意契約の公表）

第39条の2 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる金額を超える随意契約については、本学のホームページ上で公表するものとする。